



暮らし・環境

バスに乗ってお花見に行きませんか？

成東駅から八街駅を結ぶ千葉ワラワバス「八街線」の沿線にある妙宣寺は、左右一対のしだれ桜が境内を覆うように咲き誇ることで有名なお寺です。桜の見ごろの時期は、多くの花見客が訪れます。八街線の「妙宣寺バス停」を降りると、目の前です。

また、妙宣寺から歩いて5分ほどの距離にある長光寺も、杉の参道を抜けると立派なしだれ桜が佇むお寺です。



なべかむり日親でも有名な妙宣寺のしだれ桜

この機会に、ぜひバスに乗ってお花見に出かけてみませんか？

問 企画政策課

☎ 0475(80)1131

消費者情報

医療費などの還付金詐欺に注意！

電話で市役所や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金の還付金があると言って、スーパーやコンビニなどのATMに誘導しますが、還付金がATMで支払われることは絶対にありません。

「お金が返ってくるので、携帯電話を持ってATMに行くように」と言われたら、還付金詐欺です。このような電話があったら、相手の説明を疑い、すぐに警察や消費生活センター等にご相談ください。



◆困ったときには、消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

◆山武市消費生活センター◆

日時 平日 午前9時～正午 午後1時～4時30分（土・日・祝日は開設しません）

場所 山武市役所

☎0475(82)8453

さんむ文芸

短歌「左千夫短歌会」

消息の知る術もなく年明くる寝ねがての夜半友を思いぬ

息災に新玉の年迎えしを神に謝しつつ柏手を打つ

当たらぬと思案しつつも宝くじ列の後ろに夫と並ぶ

山低く空ひろびろと秋の雲ねぎの畑に動く人あり

仕事終えボクは毎日病院へ君は笑顔のアルツハイマー

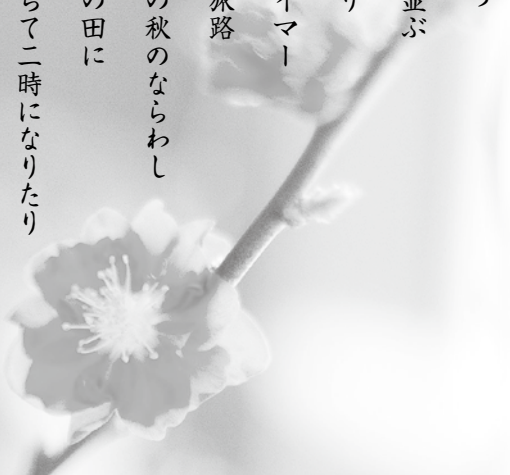
蟬しぐれくぐりて佇む天守跡豊後竹田の一人の旅路

仏だんにあわだち草を供えたり子供のころよりの秋のならわし

ゆるゆると耕運機ゆくその跡を雀群がる冬寂びの田に

木枯らしを聞きつつ寂びし目をあけて寝返りうちて二時になりたり

正月の主な行事は人まかせ我は気なりに庭いじりする



高崎ヨシ子 前田 一夫 遠藤千枝子 森 みずえ 栗崎 耕三 渡辺美佐夫 大竹みさを 木村 和子 小池 澄子 池上 弘雄

お知らせ

浄化槽の設置と維持管理

自宅や事務所などで排出される汚れた水を浄化槽を設置して処理する場合は、法令に基づき適正な手続きを行う必要があります。また、設置後においても正常な浄化槽を維持するため、浄化槽の形状および人槽によって定期的に実施が定められている浄化槽の保守点検、清掃および法定検査を行う必要があります。

◆浄化槽を設置する前には届け出などが必要です。

必要な届け出などの種類

浄化槽設置届(建築確認を伴う)	建築確認審査機関等へ提出する書類に含まれています。
浄化槽設置届(建築確認を伴わない)	着工予定日の12日以上前に設置届等を提出
浄化槽使用開始報告書	使用開始後30日以内に提出(郵送可)
浄化槽使用廃止届	廃止後30日以内に提出(郵送可)
浄化槽管理者変更報告書	管理者(持ち主)が変わってから30日以内に提出(郵送可)

◆設置工事は県に登録または届け出を行った専門の業者に依頼しましょう。

◆悪臭や水質汚濁を防ぎ、快適な周辺環境維持のために、次のことに注意してください。

・県に登録した専門の業者に法令に基づき保守点検を依頼し、保守点検後作成された報告書(保守点検記録票)は3年間保存しましょう。

・山武郡市広域行政組合の許可を受けた業者へ年1回以上清掃を依頼しましょう。

◎浄化槽の設置工事や保守点検および清掃が適正に行われているか、県の指定検査機関(千葉県浄化槽検査センター)が検査します。

◎浄化槽の使用開始後、3～8カ月までの間に、浄化槽法第7条に基づく検査を受けなければなりません。

◎第7条検査受検後、第11条に基づく検査を毎年受けなければなりません。

◎人槽算定の相談に関すること

千葉県山武土木事務所建築宅地課
☎0475(54)1133

浄化槽設置、使用開始報告、使用廃止等に関すること

千葉県山武地域振興事務所

☎0475(55)3862

浄化槽等設置事業補助金の申請に関すること

環境保全課

☎0475(80)1161

設置工事に関すること

千葉県浄化槽協会

☎043(246)2355

保守点検・清掃に関すること

千葉県環境保全センター

☎043(245)4222

法定検査に関すること

千葉県浄化槽検査センター

☎043(246)6283

山武市の企業が千葉のちから
中小企業表彰を受けました！

中小企業表彰

「両総観光株式会社」

千葉のちから「中小企業表彰」は積極的な事業展開により地域経済の活性化や地域社会の発展に貢献されている、千葉県内の中小企業や商店街などを表彰するもので、平成27年度は、輸送・旅行業を牽引する功績が認められ、山武市から「両総観光株式会社」が表彰を受けました。

地域安全ニュース

進級・進学時における少年
の非行防止

進級・進学の時期は、生活環境の変化に伴い、少年が深夜はいかい、喫煙、飲酒等の不良行為や、万引き、薬物乱用の非行に走るケースが多くなります。

また、インターネットのコミュニケーションサイトの利用を切っ掛けに犯罪被害に遭うケースも少なくありません。



ひとりで悩まないで！

少年に関する困りごと相談は千葉県警察少年センターヤング・テレホン フリーダイヤル
☎0120-783497

ナヤミヨクナル
月々金曜日(休日、年末年始除く)

午前9時～午後5時

※面談での相談は予約をお願いします。



肥料販売のお知らせ

農業集落排水汚泥(下水汚泥)を利用した肥料「山武活性肥料」および「大富活性肥料」を販売しています。農業、家庭菜園、ガーデニングなどにご使用ください。

販売価格 「山武活性肥料」約13kg入り1袋 山武市民1000円／市外者2000円・「大富活性肥料」約13kg入り1袋 山武市民500円／市外者1000円

販売場所 大平地区污水处理施設内にて指定日時のみ販売 ※J A山武郡市第3集出荷センター(やさいの里)付近です。

販売日時 毎月第2・第4火曜日 午前9～10時まで(火曜日が祝日の場合は水曜日)

※在庫がなくなり次第販売を終了します。ご了承ください。

問 農林水産課

☎0475(80)1212



キャッシュカードだけで口座振替の登録ができます

市役所・各出張所の窓口で、

手続きの流れ

依頼書の記入

氏名・住所の記入(印鑑不要)



端末操作

窓口で置かれた端末にキャッシュカードを通して、暗証番号を入力



登録完了

登録内容を確認し手続き完了



原則として申込日の翌月から口座振替を開始します。申込日によっては、当月からの開始が可能です。詳しくは窓口でご案内します。

キャッシュカードだけで簡単に税金の口座振替のお申し込みができます。納付の手間や納め忘れがなく、安心・便利な口座振替をぜひご利用ください。手続きはとても簡単です。

よくあるお問い合わせ

Q 口座受付サービスで利用できる税目はなんですか？

A 市県民税、固定資産税、国民健康保険税です。

Q どの金融機関のキャッシュカードでもいいのですか？

A 次の金融機関の普通預金、普通貯金(ゆうちょ銀行)のキャッシュカードが、ご利用いただけます。

・千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、千葉信用金庫、銚子信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

Q どこで手続きができますか？

A 収税課・課税課・国保年金課 山武出張所・松尾出張所・蓮沼出張所

Q 窓口に通っていくものはありますか？

A 利用できる金融機関のキャッシュカードをお持ちください。(印鑑不要) キャッシュカードの種類によってはご利用できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※従来の口座振替依頼書での申し込みも引き続き受け付けています。

問 収税課

☎0475(80)1151

東金税務署からのお知らせ
振替納税利用時の残高確認・期限内納付のお願い



所得税・消費税は、振替日や納期限までに納付がない場合、延滞税がかかります。

△振替納税を利用されている方▽

振替日(所得税4月20日(水)・消費税4月25日(月))までに預貯金口座の残高をご確認ください。転居等により所轄の税務署が変わった場合は、新たに振替納税の手続きが必要です。

△振替納税を利用されていない方▽

納期限(所得税3月15日(火)・消費税3月31日(木))までに納付をお願いします。納付書がない場合は、税務署や所轄の税務署管内の金融機関に用意してあります。

問 東金税務署管理運営部門

☎0475(52)3121(代表)

お知らせ

国民健康保険税の特別徴収
(年金からの天引き)

4月の年金支給分から国民健康保険税を特別徴収(仮徴収)される方(一定の要件を満たす場合に、3月末頃に納税通知書兼特別徴収開始通知書(仮徴収)を郵送します。



1. 特別徴収となる方の要件

次の要件をすべて満たす方(世帯主)が対象となります。

- ①世帯主が国民健康保険加入
- ②世帯内の国民健康保険加入者が全員65～74歳
- ③世帯主の介護保険料が特別徴収されている

④世帯主が受給している年金が年額18万円以上

⑤特別徴収される介護保険料と国民健康保険税の合計額が、世帯主が受給している年金額の2分の1以下

※世帯主が年度途中で75歳になる場合は、特別徴収にはなりません。

2. 特別徴収の対象となる年金

老齢・退職年金、障害年金、遺族年金で、受給額が年額18万円以上の年金が特別徴収の対象となります。

複数の年金を受給している場合は、次の優先順位により特別徴収される年金を決定します。複数の年金から重複して徴収されることはありません。

- ①厚生労働大臣(国民年金・厚生年金・船員保険の順)
- ②国家公務員共済組合
- ③農林漁業団体職員共済組合
- ④日本私立学校振興・共済事業団
- ⑤地方公務員共済組合(公立学校共済組合を含む)

3. 年金からの特別徴収月

仮徴収は、年税額決定前の4月・6月・8月の支給年金から特別徴収します。

年税額決定後は、仮徴収税額を差し引いた残りの額を10月・12月・2月の支給年金から特別徴収(本徴収)します。

4. 特別徴収から口座振替へ変更

書面による「申し出」により、特別徴収から口座振替による普通徴収へ変更することができます。

この場合、特別徴収は「申出日」の翌月から3カ月目以降の最初の

年金支給月から停止されます。停止月以降の納期から口座振替での普通徴収に変更します。

納付方法の変更は、期別による口座振替が条件となり、これまで全期前納を申し込まれていた方も、変更後は期別納付となります。また、**納付書による納付には変更できません**のでご注意ください。

3月末日までに「申し出」した場合、6月以降の特別徴収を停止し、7月(第1期)から口座振替での普通徴収に変更となります。

口座振替による納付で滞納した場合(残高不足で引き落としがでなかった場合など)は、特別徴収に切り替えることがあります。

世帯主以外の口座から引き落としを希望される場合でも、納税通知書等の送付先は世帯主(納税義務者)あてとなります。

申し出に必要なもの

①国民健康保険税納付方法変更申出書(課税課と出張所に用意してあります)

②山武市口座振替依頼書兼自動払込利用申込書(依頼者控)

※新たに口座振替で納付する方や、今までは異なる口座で振替納付をする方は「申し出」前に金融機関等で口座振替の手続き

が必要です。

※既に口座振替納付している方は②の提出は不要です。

③申出者(世帯主または世帯員の国民健康保険証)

④印鑑(自動印不可)

5. 所得税・市民税県民税申告時の社会保険料控除

1～12月までの一年間に納付した国民健康保険税は、実際に支払った方が所得税確定申告や市民税県民税(住民税)申告の社会保険料控除とすることができます。

年金から特別徴収された国民健康保険税は、特別徴収された本人以外の社会保険料控除として申告することはできません。

ただし、「申し出」により口座振替による納付に変更した場合は、口座名義人等の社会保険料控除として申告することができます。

6. 年金保険者からの通知

年金保険者からの「年金振込通知書」等に記載される国民健康保険税額は、市からの「納税通知書」等と同じ保険税であり、重複して徴収するものではありません。

税額が変更された場合は、市から送付する通知をご確認ください。

課税課

☎ 0475(80)1281